

平成 29年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 29年 12月 6日 (水)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 29年 12月 6日 (水) 10時 00分
散 会	平成 29年 12月 6日 (水) 10時 56分
出席議員	議長 矢野 勉 1番 深野良二 2番 田口讓司 3番 横山善美 4番 山本一洋 5番 奥村忠義 6番 木村博文 7番 石丸時次郎 8番 栗野光雄 9番 山本久矢 10番 川上康男 11番 福本秀昭 12番 梅田美代子 13番 一木哲美 14番 河内直子 15番 田中政浩
出席議員数	16名
欠席議員	なし
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田頭喜久己 副町長 中野高文 教育長 入江哲生 総務課長 大武一幸 企画課長 岩下定徳 財政課長 神本浩美 税務課長 藤本英明 住民課長 亀田美香 健康課長 古川秀志 環境防災課長 林浩嗣 建設課長 堀内 明 都市計画課長 重信英志 農林商工課長 近藤亮太 上下水道課長 川波 剛 福祉課長 重信利子 こども課長 一木眞澄 教育課長 橋本照美 生涯学習課長 松尾和彦
欠席者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 倉掛俊一 議会事務局議会係長 中原玲子

議 事 録

平成29年第4回定例会

[初 日]

平成29年12月6日（水）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>おはようございます。</p> <p>議会の開会にあたりまして、町民憲章の朗読をお願いします。</p> <p>私のほうが一つと言いますので、本文を引き続き、ご唱和をお願いします。</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切に作る筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は、16人につき定足数に達しております。</p> <p>ただ今から、平成29年第4回筑前町議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、9番 山本久矢議員及び10番 川上康男議員を、指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日12月6日から15日までの10日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日から12月15日までの10日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。</p> <p>町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、平成29年第4回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>さて、7月5日の九州北部豪雨発災から、早や5カ月を経過いたしました。同じ広域圏域である朝倉市、東峰村の未曾有の被害に対し、本町も住民の方々とともにでき得る限りの支援を継続しているところでございます。</p> <p>先日の日曜日にも、筑前町の消防団が行方不明者の捜索活動に出動し、発見に寄与したところでもあります。消防団の継続的な支援活動に敬意を表しながら、改めてお亡くなりになられた方、被災された方々にご冥福とお見舞いを申し上げる次第でございます。</p> <p>本町は、圏域自治体として、支援を継続しながらも、本町の町の将来像に向かって課題解決を推進するため、国、施策等に注視しながら戦略プラン等にも基づいた人口減少、少子高齢化の進行に対応してまいりたいと思っております。</p> <p>その施策の財源であります税について、今、国において動きが活発であります。</p>

森林環境税の実現は推進すべきであります。基金の残高を持って地方交付税の減額やゴルフ利用税の廃止、償却資産の固定資産税見直しなど、とても容認できない検討もなされているところであります。町の主体性を保ちながらも関係団体と連携し、国、県に対し改善要望もしてまいりたいと考えております。

それでは、本日提案いたします議案等13件の説明を申し上げます。

なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしくお願いたします。

議案第46号 財産の取得につきましては、筑前町農業者トレーニングセンター用地を取得するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第47号 筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されてことに伴い、筑前町職員の育児休業等に関する条例についても適用しようとするため、議会の議決を求めるものです。

議案第48号 筑前町営住宅専用水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町営住宅井手団地を上水道に接続したため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第49号 筑前町都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、都市公園法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、当該条例を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第50号 筑前町下水道事業の設置等に関する条例の制定につきましては、筑前町下水道事業の公営企業会計移行に伴い、条例を制定する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第51号 筑前町特別会計条例の一部を改正する条例の制定につきましては、筑前町下水道事業の公営企業会計移行に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第52号 筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定につきましては、筑前町農業集落排水事業の公営企業会計移行に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第53号 筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、筑前町下水道事業の公営企業会計移行に伴い当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第54号 平成29年度筑前町一般会計補正予算（第6号）につきましては、補正額4億342万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ129億574万8,000円とするものです。

主な補正内容としましては、

ふるさと応援寄附金が、当初の予定よりも増加する見込みであるため、その増加分を積み立てるための『ふるさと応援基金管理事務 2,800万円』

障害者自立支援給付費において、前年度の事業実績に基づいた国県負担金補助金の返還を行うこと及び、障害児給付が当初の見込みより利用者が増加したことによる『障害者自立支援給付事業 2,731万円』

町債の繰上償還を行うための『地方債管理事務 2億6,083万4,000円』などを追加するものです。

議案第55号 平成29年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正額7,569万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総

	<p>額をそれぞれ41億6,378万1,000円とするものです。</p> <p>議案第56号 平成29年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、補正額183万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ1億6,849万1,000円とするものです。</p> <p>議案第57号 平成29年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、補正額210万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ12億7,381万1,000円とするものです。</p> <p>議案第58号 平成29年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的収入を177万7,000円増額し、補正後の収益的収入総額を4億1,890万4,000円、収益的支出を170万8,000円増額し、補正後の収益的支出総額を4億4,737万1,000円とするものです。</p> <p>以上が、本日提案しました議案等の提案理由でございますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶と議案等の説明といたします。よろしくお願いたします。</p>
議長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4～ 日程第16	
議長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第4から日程第16までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第4 議案第46号から日程第16 議案第58号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは順次、議案の説明を求めます。</p> <p>生涯学習課長</p>
生涯学習課長	<p>議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第46号「財産の取得について」</p> <p>別紙のとおり財産を取得するため、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>本日付け、町長名です。</p> <p>提案理由は、町長が先ほど説明したとおりでございますので、省略をいたします。</p> <p>続きまして、議案書3ページをお願いいたします。</p> <p>1、取得する財産の表示、番号1、筑前町東小田、宅地876㎡、他7筆で、合計6,799㎡でございます。</p> <p>2、取得価格 8,158万8,000円。1㎡当たり1万2,000円でございます。</p> <p>3、契約の相手方 筑前町東小田、白木明俊、他9名でございます。</p> <p>なお、取得する財産の番号7は8名の共有になっておりますので、地権者は総勢10名となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>議案第47号「筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p>

	<p>提案理由につきましては、先ほど町長から説明がありましたので省略させていただきます。</p> <p>5ページ、6ページをお願いします。</p> <p>現行と改正案を、記載をさせていただいております。</p> <p>現行の条文に新たに、第2条第2号に1歳6カ月を2歳までという形で、6カ月の延長という形で、今回、改正をするものでございます。</p> <p>なお、第2条第4項につきましては、該当する非常勤の職員並びに、第2条第5項につきましては、従前の第2条第4項を繰り下げるもの等となっております。</p> <p>附則として、この条例は、公布の日から施行するという形にしております。以上です。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>議案書8ページをお願いいたします。</p> <p>議案第48号「筑前町営住宅専用水道条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、先ほど町長が説明されましたので省略させていただきます。</p> <p>次のページの9ページをお願いいたします。</p> <p>筑前町営住宅専用水道条例の一部を改正する条例 筑前町営住宅専用水道条例の一部を次のように改正する。</p> <p>改正案と現行を比較対照しております、改正案のほうで、筑前町より1291番地の1、町営住宅井手団地を削除しております。</p> <p>これは、48戸の井手団地がすべて上水道に切り替わったものでございます。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行する。以上でございます。</p> <p>続きまして、10ページをお願いいたします。</p> <p>議案第49号「筑前町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長が先ほど説明されましたので省略させていただきます。</p> <p>次のページ、11ページでございます。</p> <p>筑前町都市公園条例の一部を改正する条例 筑前町都市公園条例の一部を次のように改正する。</p> <p>改正案と現行の比較表を上げております。</p> <p>第3条の4に追記しております、施行令の第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>公園敷地の面積に対して50%までの運動施設をつくることが可能とするということで、政令を参酌して制定するものでございます。</p> <p>附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。以上でございます。</p>
議 長	上下水道課長
上下水道課長	<p>それでは、議案書の12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第50号「筑前町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付け提出の、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長が説明したとおりでございます。</p> <p>議案書の13ページをお開き願いたいと思います。</p>

筑前町下水道事業の設置等に関する条例

公営企業会計移行に伴いまして、地方公営企業法等において、下水道事業は、任意適用の企業として法の一部を条例で適用させることにより、下水道事業の設置の条例を定める必要があり、条例の制定を行うものでございます。

第1条には、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令に基づきまして、この条例の趣旨を、第2条では、下水道事業の設置内容を、第3条におきましては、地方公営企業法による財務規定等の適用についての規定をいたしております。

この財務規定等につきましては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令に基づくもののほか、条例で定める必要があるものについてのみ、第4条から規定をいたしております。

第4条は、経営の基本に関する事項といたしまして、各事業の経営規模等について表記をいたしております。

第5条では、組織に関する事項といたしまして、下水道事業に管理者を置かない旨、管理者の権限所在を町長といたしまして、その事務処理を上下水道課に行うことを規定しております。

14ページをお願いいたします。

第6条といたしまして、重要な資産の取得及び処分について、でございます。

地方公営企業法第33条第2項及び地方公営企業法施行令第26条の3で規定される重要な資産の基準によりまして、対象を、予定価格700万円以上及び、土地にあっては、その面積1件につき5,000㎡以上で規定しております。

第7条には、議会の同意を要する賠償責任の免除について、でございます。

地方自治法第243条の2、職員の賠償責任の規定によりまして、賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合の賠償額といたしまして、10万円以上を規定いたしております。

第8条といたしましては、会計事務の処理について、でございます。

地方公営企業法第34条の2財務規定等が適用される場合の管理者の権限の規定により、事業管理者、町長の権限のうち、当該地方公共団体の会計管理者に行わせることができる事務の内容を規定いたしております。

9条につきましては、議会の議決を要する負担付き寄附の受領等について、でございます。

地方公営企業法第40条第2項及び、地方自治法第96条議決事件の規定によりまして、負担付き寄附又は贈与を受ける価格を100万円以上としまして、法律上、町の義務に属する損害賠償額を50万円以上と規定をいたしておるところでございます。

第10条でございます。

業務状況説明書類の作成について、でございます。

地方公営企業法第40条の2業務の状況の公表によりまして、毎事業年度、少なくとも2回以上の当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならないとなっており、提出期限を11月30日と5月31日の年2回。

提出する書類の内容といたしまして、事業の概要、経理の状況及びその他必要な事項、それと天災等でやむを得ない事由により、提出が遅延する場合の書類について、規定をいたしております。

15ページをお開き願いたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

最後に、条例第4条を補うために、別表第1及び第2に、施設の名称及び位置等を表記をいたしております。

以上で、筑前町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

引き続き、議案書の16ページをお願いいたします。

議案第51号「筑前町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付け提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、先ほどと同様町長が説明したとおりでございます。

議案書の17ページをお開き願います。

筑前町特別会計条例の一部を改正する条例

今回の筑前町下水道事業の設置等に関する条例を制定することに伴いまして、現行の筑前町特別会計条例の一部を改正するものでございます。

そこに新旧対照表を明記しておりますけれども、現行の筑前町特別会計条例の第1条第2号に筑前町農業集落排水事業特別会計、同条第3号に筑前町公共下水道事業特別会計を記載しておりますが、それぞれ削除いたしまして、それに伴う号数の変更を一部改正するものでございます。

附則1といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

附則2以降につきましては、経過措置を記載しているところでございます。

以上で、筑前町特別会計条例の一部を改正する条例の説明に代えさせていただきます。

引き続き、議案書の19ページをお開き願いたいと思います。

議案第52号「筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正する条例制定について」でございます。

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付け提出で、町長名でございます。

提案理由につきましても、町長が説明したとおりでございます。

議案書の20ページをお願いいたします。

筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正する条例

今回の筑前町下水道事業の設置等に関する条例を制定することに伴いまして、現行の筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正するものでございます。

ここに新旧対照表を表示いたしておりますが、ご覧になって、お分かりのように、筑前町農業集落排水事業条例の第2条、設置、名称等及び同条を補うための別表第1を削除いたしますことの条例の一部改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行いたすところでございます。

以上で、筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の説明に代えさせていただきます。

続きまして、議案書の21ページをお開き願います。

議案第53号「筑前町下水道条例の一部を改正する条例制定について」でございます。

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付け提出、町長名でございます。

提案理由につきましても、町長が説明しましたとおりでございます。

議案書の22ページをお願いいたします。

	<p>筑前町下水道条例の一部を改正する条例</p> <p>今回の筑前町下水道事業の設置等に関する条例を制定することに伴いまして、現行の筑前町下水道条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>そこに新旧対照表を表記いたしております。</p> <p>筑前町下水道条例の第2条、設置、名称等及び同条を補うための別表第1を削除し、条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するところでございます。</p> <p>以上で、筑前町下水道条例の一部を改正する条例の説明に代えさせていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>財政課長</p>
<p>財政課長</p>	<p>議案書23ページをお願いします。</p> <p>議案第54号「平成29年度筑前町一般会計補正予算（第6号）について」平成29年度筑前町一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提出する。本日付け、町長名でございます。</p> <p>別冊の平成29年度一般会計補正予算（第6号）をお願いします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>平成29年度筑前町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億342万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億574万8,000円とするものです。</p> <p>第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。</p> <p>5ページをお願いします。</p> <p>債務負担行為につきましては、夜須中学校を除く各小中学校の給食業務委託事業が、平成29年度をもって現在の委託契約が終了することから、平成30年度から34年度までの業務委託を行うにあたり、債務負担行為を設定するものであります。</p> <p>次に、6ページをお願いします。</p> <p>6ページが歳入、7ページが歳出の総括表です。</p> <p>7ページの補正額の財源の内訳につきましては、国庫支出金2,765万2,000円、その他1億9,025万7,000円、一般財源1億8,552万円です。</p> <p>それでは、歳出のほうから主なものを説明いたします。</p> <p>10ページをお願いします。</p> <p>なお、人件費につきましては、4月の人事異動等に伴う補正でありますので、説明を省略いたします。</p> <p>2款1項5目財産管理費の246万3,000円は、27年度に策定いたしました筑前町公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画の策定を行うためのシステム導入費用です。</p> <p>15目ふるさと応援寄附金、16目平和基金費は、寄附金の増額によるものです。</p> <p>18目総合支所総務費は、総合支所自動ドア5基の修繕料です。</p> <p>19目企画費の1,544万6,000円は、ふるさと応援寄附金の増額による返礼品や委託料などを増額をするものです。</p> <p>11ページをお願いします。</p> <p>2款1項総務管理費の82万1,000円は、ブロードバンドの拡張工事費用です。</p> <p>2款3項戸籍住民基本台帳費の129万6,000円は、住民票に旧氏を記載するためのシステム改修費用です。</p>

	<p>3款民生費は、扶助費の増及び過年度分補助金の返還が主なものであります。</p> <p>12ページをお願いします。</p> <p>4款1項5目16節の原材料費は、水道接続増加に伴うメーターボックス不足による増額です。</p> <p>4款2項2目13節の委託料は、サン・ポートの焼却炉改修に伴いまして、ごみの一部を筑紫野市へ運搬をすることが必要となるために、ごみ収集委託料を増加をします。</p> <p>13ページをお願いします。</p> <p>5款1項3目28節の操出金は、落雷によるマンホールポンプ場制御盤故障の修繕を行うための農業集落排水事業特別会計への操出金です。</p> <p>7款1項土木管理費の302万4,000円は、道路改良事業に伴う測量数の増加によるものです。</p> <p>14ページをお願いします。</p> <p>9款2項から9款7項までは、準要保護児童生徒の入学支度金を、入学前に支給をするための補正であります。</p> <p>15ページの10款災害復旧費は、7月の豪雨による災害復旧費用です。</p> <p>16ページをお願いします。</p> <p>11款公債費の2億6,083万4,000円は、後年度の公債費を軽減するため繰上償還を行うものです。</p> <p>次に、歳入のほうを説明いたします。</p> <p>8ページをお願いします。</p> <p>主なものを説明いたします。</p> <p>9款国有提供施設等所在市町村助成交付金213万4,000円と10款地方特例交付金828万9,000円の増額は、交付決定によるものです。</p> <p>13款分担金及び負担金425万円は、現年発生農林施設災害復旧事業費分担金です。</p> <p>15款1項国庫負担金と、飛びますけど、16款1項県負担金につきましては、児童手当負担金と障害者自立支援給付費負担金です。</p> <p>15款2項2目総務費国庫補助金129万6,000円は、社会保障・税番号制度システム整備費として、100%の補助となっております。</p> <p>9ページの16款2項10目災害復旧費補助金324万1,000円は、現年発生農林施設災害復旧費補助金です。</p> <p>18款寄附金の2,822万円は、ふるさと応援寄附金と大刀洗平和記念館寄附金の増加見込みによるものです。</p> <p>19款繰入金の3億3,112万5,000円は、財政調整基金、減債基金、地域振興基金、公共施設等整備基金からの繰入金です。</p> <p>21款諸収入の175万9,000円は、ごみ収集委託料に対する環境施設組合からの負担金となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書の24ページをお開きください。</p> <p>議案第55号「平成29年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」</p> <p>平成29年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p>

	<p>別冊の国保特別会計補正予算（第3号）をお願いいたします。</p> <p>1ページです。</p> <p>平成29年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,569万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,378万1,000円とする。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>事項別明細書でご説明いたしたいと思っております。</p> <p>7ページをお開きください。</p> <p>まず、歳出からご説明いたします。</p> <p>1款1項1目一般管理費、補正額95万円。人事異動等に伴う人件費の増額補正でございます。</p> <p>次に、2款1項1目一般被保険者療養給付費5,860万8,000円の補正です。</p> <p>これは、昨年度と比較いたしまして入院件数の増加等ございまして、予算不足が見込まれましたので補正対応し、支出に備えるものでございます。</p> <p>3款1項1目後期高齢者支援金は、財源の組み替えによるものです。</p> <p>4款1項1目前期高齢者納付金1万5,000円は、前期高齢者納付金確定による不足額に対応するものです。</p> <p>11款1項3目償還金1,612万円は、療養給付費等の国県補助金の前年度分確定による返還金でございます。</p> <p>次に、歳入をご説明いたします。</p> <p>その上の6ページをお願いいたします。</p> <p>概要的には先ほどご説明しました、歳出補正に伴う財源補正と財源組み替えによるものになっております。</p> <p>3款1項1目療養給付費等負担金3,967万5,000円、3款2項1目財政調整交付金527万4,000円、5款1項1目前期高齢者交付金2,518万5,000円、6款2項2目財政調整交付金439万5,000円は、先ほど説明いたしました歳出の2款1項1目療養給付費の増額補正の対応によるものの歳入でございます。</p> <p>また、3款1項1目療養給付費負担金3,967万5,000円の一部は、後期高齢者支援金の財源組み替えの財源ともなっております。</p> <p>4款1項1目療養給付費交付金1万5,000円は、歳出の4款1項1目前期高齢者納付金確定による財源交付金です。</p> <p>6款2項3目国保制度関係業務準備補助金19万9,000円は、次年度国保制度改正に係るシステム機器導入に係る費用に対して補助金確定がございましたので、財源組み替えを行っております。</p> <p>9款1項1目一般会計繰入金95万は、歳出で説明いたしました人件費補正に係る一般会計からの繰入金対応でございます。</p> <p>以上で、今議会において補正予算をお願いする国保特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	上下水道課長
上下水道課長	<p>議案書の25ページをお願いいたします。</p> <p>議案第56号「平成29年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」</p> <p>平成29年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付け提出の、町長名でございます。</p>

別冊の平成29年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第2号）をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

1ページをお開きください。

平成29年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度筑前町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,849万1,000円とする。

7ページをお開きください。

事項別明細の説明に入りたいと思います。

まず、最初に歳出でございます。

1款1項1目農業集落排水施設管理費、11節需用費183万6,000円の増でございます。

マンホールポンプ場、栗田地区でございますけれども、制御盤修理費でございますが、一般会計の補正予算でもお話があったかと思いますが、7月の落雷によりまして制御盤が不能となり、代用品で簡易操作をいたしておりましたけれども、適切な維持管理が行えず現在に至っておりますので、その修繕費といたしまして増額するものでございます。

6ページをお願いいたします。

次に、歳入でございます。

4款1項1目一般会計繰入金173万5,000円の増でございます。

これは、先ほど申しましたマンホールポンプ場の制御盤修繕費に係る経費を、この後説明申し上げます繰越額で調整したものでございます。

なお、当施設につきましては、市町村建物共済の対象となっておりますが、実施支払いが終了した時点で申請しますと、全額が補償としていただけるものとなっておりますので、そのような措置を今後進めていきたいと思っております。

5款1項1目繰越金10万1,000円の増でございます。

これにつきましては、9月議会におきまして、歳入歳出決算の認定に伴い繰越額が確定したことにより増額でございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、議案書の26ページをお願いいたします。

議案第57号「平成29年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」でございます。

平成29年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

本日付け提出、町長名でございます。

別冊の平成29年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算書（第2号）をお願いいたします。

それでは説明に入ります。

1ページをお開きください。

平成29年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成29年度筑前町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,381万1,000円とする。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、事項別明細の説明をいたしますので8ページをお開き願いたいと思います。

最終ページになろうかと思えます。

まず、最初に歳出でございます。

2款1項1目公共下水道施設整備費、19節負担金補助及び交付金210万円の増でございます。

夜須校区流域下水道建設事業費増に伴いまして、負担金が増額されるものでございます。

7ページをお開きください。

続きまして、歳入について、でございます。

6款1項1目一般会計繰入金119万5,000円の減でございます。繰越額の確定によりまして、繰入金の減額をするものでございます。

7款1項1目繰越金119万5,000円の増でございます。

これは、先ほど農業集落排水事業と同様でございます。9月の議会において、歳入歳出決算の認定が行われました。それによりまして繰越額が確定したことによる増額でございます。

9款1項1目公共下水道事業債210万円の増でございます。

これにつきましては歳出で申しあげましたように、夜須校区流域下水道建設事業費の負担金に係る起債借入予定額でございます。

以上で、公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わりたいと思います。

続きまして、議案書27ページをお開き願いたいと思います。

議案第58号「平成29年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）について」平成29年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。本日付け提出、町長名でございます。

別冊の平成29年度筑前町水道事業会計補正予算書（第2号）をお願いいたします。説明に入ります前に、訂正をお願いいたします。

1ページをお開きください。

1ページの表題の補正予算の号数が2号のところ1号となっておりますので、2号に訂正をお願いいたします。たいへん申し訳ございません。

それでは、説明に入りたいと思います。

同じく1ページをお願いいたします。

平成29年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条、平成29年度筑前町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成29年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

そこに表でまとめておりますけれども、収入の第1款収益的収入、第2項の営業外収益17万7,000円を増額補正し、4億1,890万4,000円とするものでございます。

支出の第1款収益的支出、第1項営業費用170万8,000円を増額補正し、4億4,737万1,000円とするものでございます。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

第1号、職員給与費を5,943万3,000円とする。

第4条、予算第8条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額を次のと

	<p>おり改める。</p> <p>第1号、高料金対策といたしまして、経費を9,392万9千円とする。</p> <p>それでは、具体的な補正内容についてのご説明に入らせていただきます。</p> <p>補正予算（第2号）付属書類の9ページになろうかと思ひます。お開き願ひたいと思ひます。</p> <p>それでは9ページの、まず、収益的収入及び支出の収入の分からご説明を申し上げたいと思ひます。</p> <p>1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金でございます。17万7,000円の増でございます。</p> <p>平成29年度の地方公営企業操出金の資本費算定額の変更に伴ひまして、高料金対策他会計補助金を増額するものでございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>次に、支出の分でございます。</p> <p>1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費の備用品費41万6,000円の増でございます。</p> <p>これにつきましては、四三嶋の受水場及び各配水場を監視しますパソコンを支所に設置しておりますけれども、10月から原因不明の不具合を生じておりまして、問題解消に向けた監視システムのセットアップ費用を増額したものでございます。</p> <p>同じく修繕費83万2,000円の増でございます。</p> <p>四三嶋受水場から城山配水場に送水をいたしますポンプを現在3台設置をいたしております。そのうちの1台につきましては、9月下旬異常音が発生いたしまして、ポンプのオーバーホールを行い、原因の調査、修繕を実施する予定がありますので、修繕費として増額するものでございます。</p> <p>同じく3目総係費の給料以下につきましては、人件費に係る分として46万円の増でございます。これは、5月の人事異動に伴ひまして増額をするものでございます。</p> <p>以上で、水道事業会計補正予算（第2号）の説明に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	議案の説明が終わりました。
日程第17	
議長	<p>日程第17 請願第2号「「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書」について、お手元にお配りしました請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので報告をします。</p>
日程第18	
議長	<p>日程第18 発議第4号「道路整備に必要な予算確保に関する意見書について」を、議題とします。</p> <p>議案の提案理由の説明を提出者に求めます。</p> <p>石丸議員</p>
石丸議員	<p>それでは、ただ今から、発議第4号の提出理由の説明をいたします。</p> <p>議会提出議案書の7ページをお開きください。</p> <p>発議第4号「道路整備に必要な予算確保に関する意見書について」</p> <p>上記の議案を別紙のとおり、筑前町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。</p> <p>提出者 石丸時次郎、賛成議員は、横山善美議員、木村博文議員であります。</p> <p>提出理由</p> <p>現在、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の特例により、</p>

	<p>国の負担率が嵩上げされているが、特別措置は平成29年度末までの時限措置となっている。この法律が継続されなければ、地方に必要な道路整備予算の確保が厳しい状況となる。このため地方の道路整備財源を安定的に確保し、着実な道路整備の促進を図るため、国の関係機関へ意見書を提出する。</p> <p>これが議案を提出する理由であります。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>道路整備に必要な予算確保に関する意見書（案）を、提案させていただきます。</p> <p>国に求める実施事項は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、地方が必要とする道路整備予算を安定的に確保すること。 2、道路財特法による補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続すること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、発議第4号「道路整備に必要な予算確保に関する意見書について」を、採決します。</p> <p>発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、発議第4号「道路整備に必要な予算確保に関する意見書について」は、原案のとおり可決されました。</p> <p>したがって、発議第4号については、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。</p>
散 会	
議 長	<p>以上で、本日の日程は、全部終了しました。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

(10:56)